

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が遺贈に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人	
人格のない社団等 又は持分の定めのない法人の名称	

第1表の付表4
(令和6年1月分以降用)

1 遺贈により取得した財産の明細等							
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	面積、数量	単価	価額
					固定資産税 評価額	倍数	
1							円
2							
3							
4							
↑ 遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額		①
					(注) ①の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記するとともに、「備考」欄に「第1表の付表4のとおり」と記入します。		
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額							② 円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算			
③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②の金額)	④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ④の金額に基づく特別法人事業税の額	⑥ 翌期控除事業税等相当額 (④+⑤)
円	円	円	円
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑧の金額に基づく地方法人税の額
円	円	円	円
⑪ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑫ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑬ ⑨の金額に基づく特別法人事業税の額	⑭ 法人税等に相当する額 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)
円	円	円	円
3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算 (特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。)			
⑮ 相続税の差引税額 (第1表の⑬の金額)	⑯ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑮×②÷①)	⑰ 法人税等に相当する額 (⑭の金額)	⑱ 限度額 (⑯の金額と⑰の金額のうちいずれか少ない方の金額)
円	円	円	円
4 申告納税額 (納付すべき税額) の計算 (特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。)			
(注) ⑳ の金額を人格のない社団等又は持分の定めのない法人の第1表の㉑欄に転記します。			
⑲ 相続税の差引税額 (第1表の⑬の金額)	⑳ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑱の金額)	㉑ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑲-⑳)	☐ ※ 当該法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、レ印を記入してください。
円	円	円	

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めがない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。

2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」欄は、土地、家屋等、現金・預貯金等又は有価証券など、信託財産に属する資産の種類を、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「面積、数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第 11 表の付表 1 から付表 4 に準じて記入します。

なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲みます。

3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。

(1) 「④」及び「⑨」欄は、それぞれ「③」及び「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」を記入します。

(2) 「⑤」及び「⑬」欄は、それぞれ「④」及び「⑨」欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。

(3) 「⑧」欄は、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。

(4) 「⑩」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。

(5) 「⑪」及び「⑫」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。

4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。

5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。

なお、一般社団法人又は一般財団法人に課された「㉑」欄の金額については、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第66条の2の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。